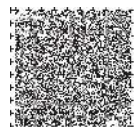


第7次佐倉市障害者計画・
第7期佐倉市障害福祉計画

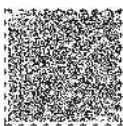
障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、
お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉



令和6年3月
佐倉市



表紙イラスト ©バネ（ワークショップかぶらぎ）



はじめに

佐倉市では、障害のある人の自立や社会参加の支援を計画的に推進するため、佐倉市障害者計画を策定すると共に、障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の確保を目的として佐倉市障害福祉計画を策定し、障害福祉施策を展開してきました。



このたび、第6次計画の終了により、令和6年度以降を計画期間とする「第7次障害者計画・第7期障害福祉計画」を策定いたしました。

第7次障害者計画では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえながら、「障害理解の促進」、「日々の暮らしの支援・充実」、「社会参加の促進と自立支援」の3分野、10の施策を重点的に取り組むこととしております。また、今回の計画から、さらなる施策の総合的な推進のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する市計画を、一体のものとして策定いたしました。

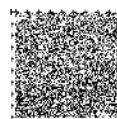
今後は、本計画の推進により、障害のある人、障害のない人、関係機関、事業者、自治会・町内会、教育機関、ボランティア等が地域社会でお互いを認め合い、自分らしく暮らせる共生社会の実現をオール佐倉で取り組む必要がございますので、これまでと同様に、変わらぬご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言等をいただきました佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会の委員をはじめ、障害福祉アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆さま、障害者団体及び障害福祉関係者の皆さまに、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

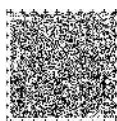
佐倉市長

西田三十五



目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 人口、障害者の状況	4
第2章 基本事項	10
1. 計画の目的	10
2. 計画の対象者	11
3. 対象期間	12
4. 関連計画	13
5. 推進体制	14
第3章 佐倉市の現状と課題	15
1. 障害福祉アンケート調査の概要	15
2. 障害福祉アンケート調査結果からみる主な課題	16
3. 佐倉市障害者総合支援協議会（各専門部会）における検討課題	23
第4章 第7次佐倉市障害者計画	25
1. 第6次佐倉市障害者計画の総括	25
2. 基本理念・施策の体系	28
3. 施策の内容	29
(1) 障害理解の促進	29
①心のバリアフリーの推進	29
②権利擁護の推進	33
(2) 日々の暮らしの支援・充実	35
③相談支援の充実	35
④希望する暮らしの実現	36
⑤障害福祉サービスの充実	38
⑥安心・安全な環境整備	40
⑦アクセシブルな行政情報の発信	41
(3) 社会参加の促進と自立支援	42
⑧就労・雇用の促進	42
⑨インクルーシブな教育・保育の推進	43
⑩生活を豊かにする活動の推進	44
第5章 第7期佐倉市障害福祉計画	47
1. 第6期佐倉市障害福祉計画の総括	47
2. 計画に定める内容	48
(1) 成果目標	49
(2) 活動指標	54
参考資料	72



第 1 章 はじめに

1. 計画策定の背景

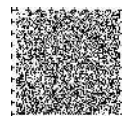
障害者の福祉サービスは、平成 15 年度に行政がサービスの利用先や内容を決定する「措置制度」から利用者の自己決定と選択を重視した契約制度である「支援費制度」が導入されました。その後、支援費制度には、障害種別ごとのサービス格差等の課題があり、これらの課題に対応すべく、「障害者施策の3障害一元化」や「サービス体系の再編と新たなサービスの創出」等を目的とした「障害者自立支援法」が平成 18 年から段階的に施行されました。

以降も障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、平成 23 年には、障害の有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、地域社会における共生や社会的障壁の除去などの基本原則を定めることとした「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行されました。

この「改正障害者基本法」の目的や基本原則は、「障害者自立支援法」に代わり平成 25 年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても基本理念として規定され、あわせて、障害福祉サービス等の対象に難病等を加えるなど、障害者施策の充実にに向けた見直しが図られています。

また、平成 25 年に行政機関や民間事業者等における障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定等を経て、平成 26 年に、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准書を寄託し、我が国は同条約の締約国となりました。

その後、平成 28 年には「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行され、障害者の権利擁護が図られています。



令和元年度以降の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の個別法の施行を経て、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障害者の意思疎通や情報の利用や取得についての施策の充実が進められています。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行や「改正障害者差別解消法」が成立する等、更なる状況の変化がある中、国において「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）が策定され、障害者施策の基本的な方向が示されました。

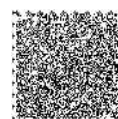
こうした国の動きを踏まえ、本市においても、状況の変化に対応するとともに、障害者施策を更に総合的かつ計画的に推進していくため、令和6年度以降の第7次佐倉市障害者計画等を策定しようとするものです。

（直近10年の障害者施策の主な歩み）

年	障害者施策の主な歩み
平成24年 (2012)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成25年 (2013)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」施行
	「障害者基本計画（第3次）」閣議決定
平成26年 (2014)	「障害者権利条約」の国会承認、発効
平成27年 (2015)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
	SDGs（持続可能な開発目標）の採択



年	障害者施策の主な歩み
平成 28 年 (2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務)
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年 (2017)	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立
	「障害者基本計画(第4次)」閣議決定
平成 30 年 (2018)	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
平成 31 年 令和元年 (2019)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和 2 年 (2020)	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行
令和 3 年 (2021)	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立
令和 4 年 (2022)	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」施行
	「障害者基本計画(第5次)」閣議決定



2. 人口、障害者の状況

(1) 人口

本市の人口は、平成22年度の約17.8万人をピークに減少傾向が続き、令和4年度で約17.1万人となっています。

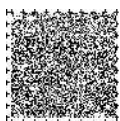


【出典】住民基本台帳（各年3月末、外国人を含む）

人口の年齢3区分別では、少子高齢化の傾向が強まっており、令和4年度の老年人口（65歳以上）の構成比（高齢化率）は約33%となっています。



【出典】住民基本台帳（各年3月末、外国人を含む）

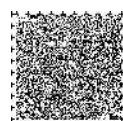
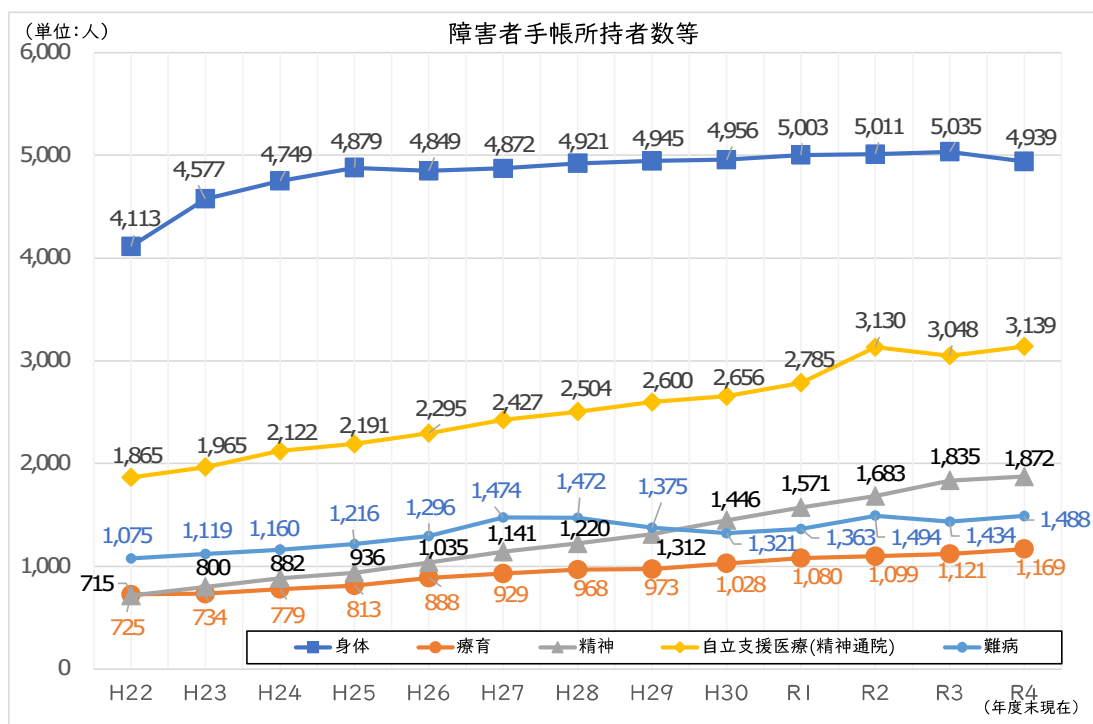


(2) 佐倉市内の障害者手帳取得者等

佐倉市内の障害者手帳取得者数(自立支援医療(精神通院)を含む)は、合計11,119人(令和4年度末現在。以下同じ。)であり、人口に占める割合は、約6.5%となっています。

令和4年度末における各障害者手帳の人口に占める割合は、身体障害者手帳は約2.9%、療育手帳は約0.7%、精神障害者保健福祉手帳は約1.1%となっています。

同様に、障害福祉サービス等の対象となる、自立支援医療(精神通院)の利用者の人口比は約1.8%、難病患者数の人口比は0.9%です。

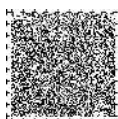
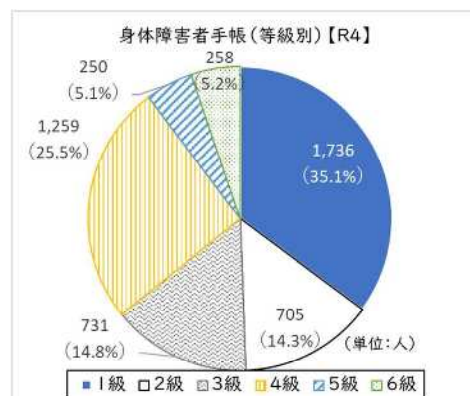
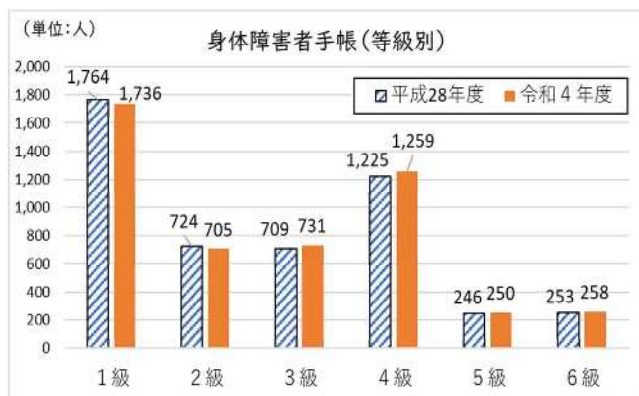
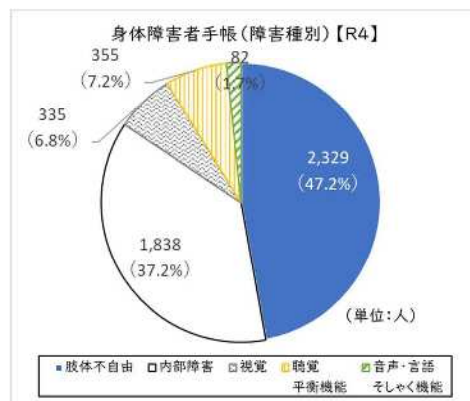
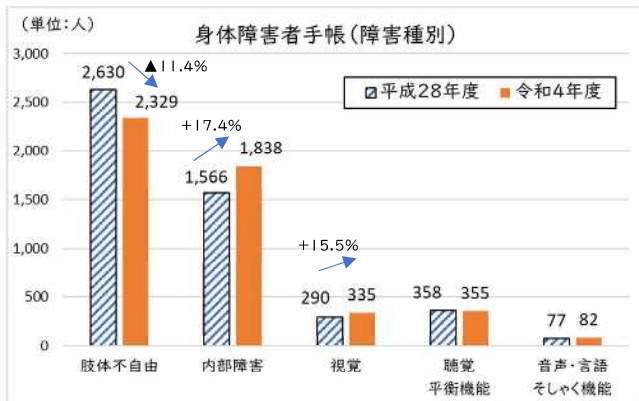


(3) 身体障害のある人

身体障害者手帳の所持者は4,939人で、平成22年度の4,113人と比べると、12年間で826人、割合で20.1%増加しています。一方で、直近の6年間では、ほぼ横ばいとなっています。

障害種別では、平成28年度と比べると、肢体不自由が11.4%減少する一方で、内部障害は約17.4%、視覚障害は約15.5%増加しています。

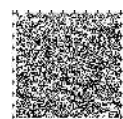
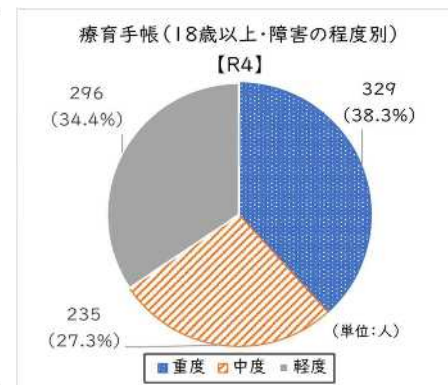
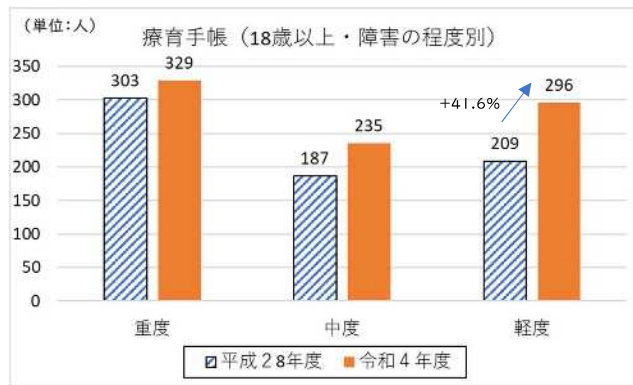
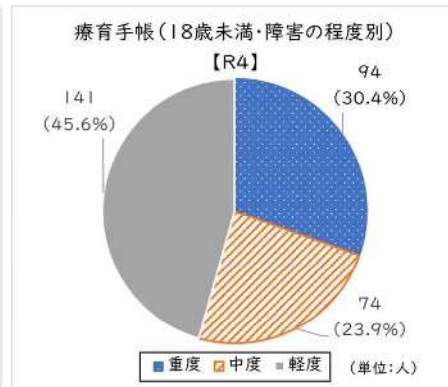
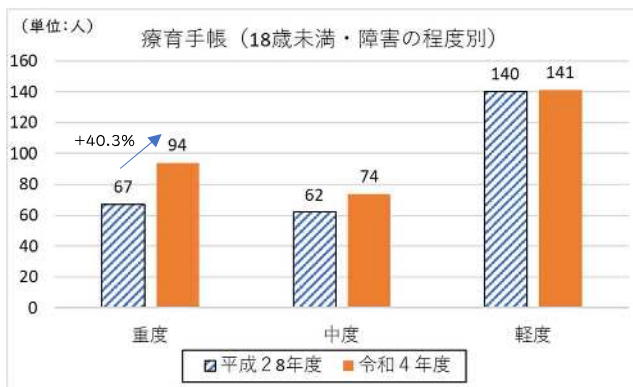
等級別では、それほど大きな変化は見られません。



(4) 知的障害のある人

療育手帳の所持者は1,169人で、平成22年度の725人と比べると、12年間で444人、割合で61.2%増加しています。一方で、直近の6年間で比べると、約20%増と増加傾向は鈍化しています。

障害の程度別では、18歳未満は重度、18歳以上は軽度の増加率が高くなっています。

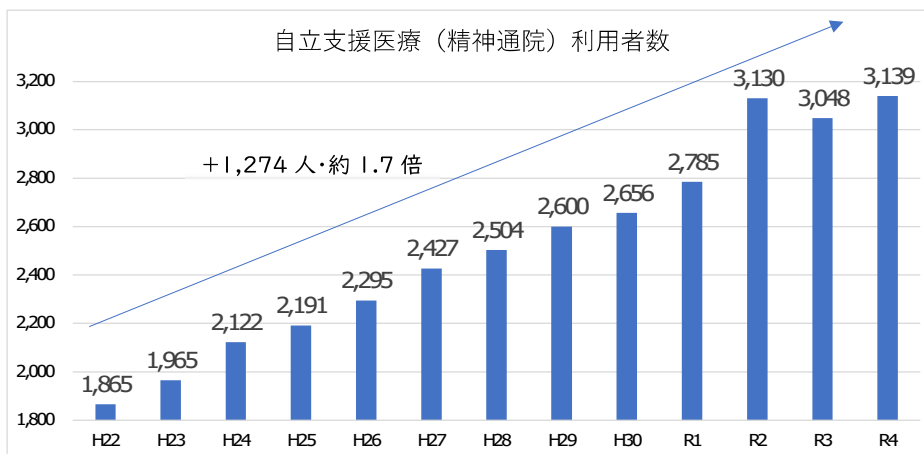


(5)精神障害のある人

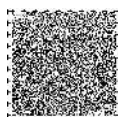
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成22年度の715人と比べると、12年間で1,157人、約2.6倍増加しています。直近の6年間は53.4%と引き続き高い増加率となっています。

等級別では、1級は横ばい、2級及び3級は増加の傾向となっています。

また、自立支援医療（精神通院）¹の利用者は3,139人で、平成22年度の1,865人と比べると、1,274人・約1.7倍増加しています。



¹ 通院による精神医療を要する症状の方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

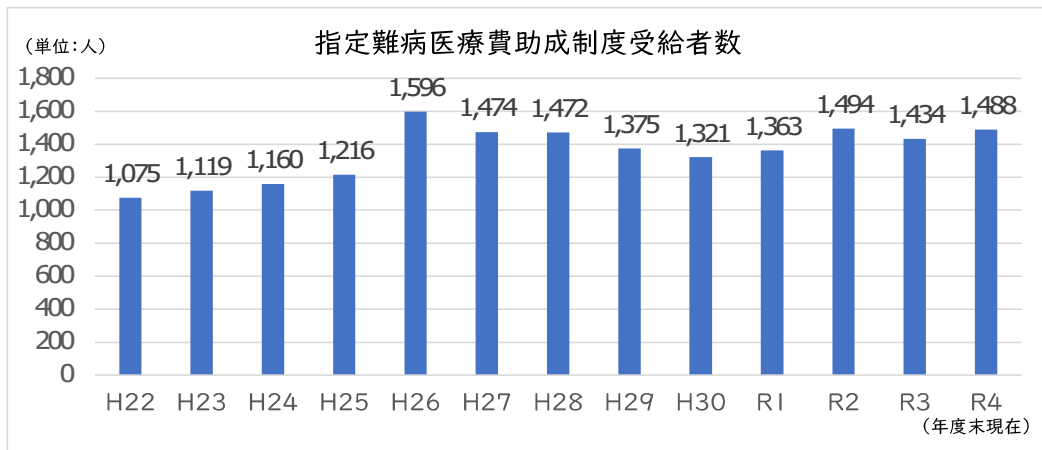


(6) 難病患者数

指定難病医療費助成制度²の受給者数は1,488人で、平成27年度以降は減少傾向にあります。

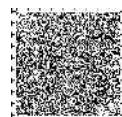
難病のうち、パーキンソン病(221人)、潰瘍性大腸炎(201人)が多くなっています。

なお、国が指定している難病数は現在338となっています。



【出典】千葉県印旛保健所(千葉県印旛健康福祉センター)「事業年報」から佐倉市作成

²指定難病に対し、医療費の一部を公費で助成するもの(千葉県の制度)



第 2 章 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、障害のある人の自立と社会参加を促進すること等を目的として、次の計画を一体のものとして策定します。

①第 7 次佐倉市障害者計画
(障害者基本法第 11 条第 3 項)

②第 7 期佐倉市障害福祉計画
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条)

③第 3 期佐倉市障害児福祉計画
(児童福祉法第 33 条の 20)

④第 1 期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第 8 条第 1 項)



趣旨を踏まえて策定

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

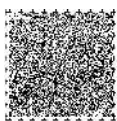
【趣旨】全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、
十分な情報の取得利用や円滑な意思疎通が重要 等

本計画の共通事項として、令和 4 年に施行した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法³」による、障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、十分な情報の取得、利用や円滑な意思疎通が重要であるとの考えを踏まえた施策を推進するものとします。

また、今回の計画から、障害の有無にかかわらず様々な情報の取得や利用を促進する観点から、「読書バリアフリー法⁴」に基づく市の計画を一体のものとして策定します。

³ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の略称

⁴ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の略称



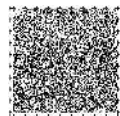
2. 計画の対象者

本計画における「障害者」や基本理念の「障害のある人」とは、次のように定義します。

身体障害（内部障害を含む）、知的障害、精神障害、
発達障害（自閉症スペクトラム症など）、高次脳機能障害⁵、
難病（特定疾病・小児慢性特定疾病）、その他の心身の機能の障害がある
人で、その障害や様々な活動を制限する社会的障壁により日常生活等に
相当な制限を受ける状態にある人

（18歳未満に限定する場合、**「障害児」**と表記します）

⁵脳卒中などの病気や交通事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障害



3. 対象期間

(1) 第7次佐倉市障害者計画

→国の障害者基本計画や下記計画の見直し時期を踏まえ、6年間とします
(令和6年度から令和11年度)。

(2) 第7期佐倉市障害福祉計画(第3期佐倉市障害児福祉計画)

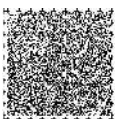
→国の基本指針⁶に、「3年を1期として作成することを基本」と記載されていることから、3年間とします(令和6年度から令和8年度)。

(3) 第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

→障害福祉計画と同様の期間で見直しを行うことから、3年間とします
(令和6年度から令和8年度)。

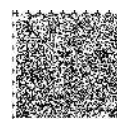
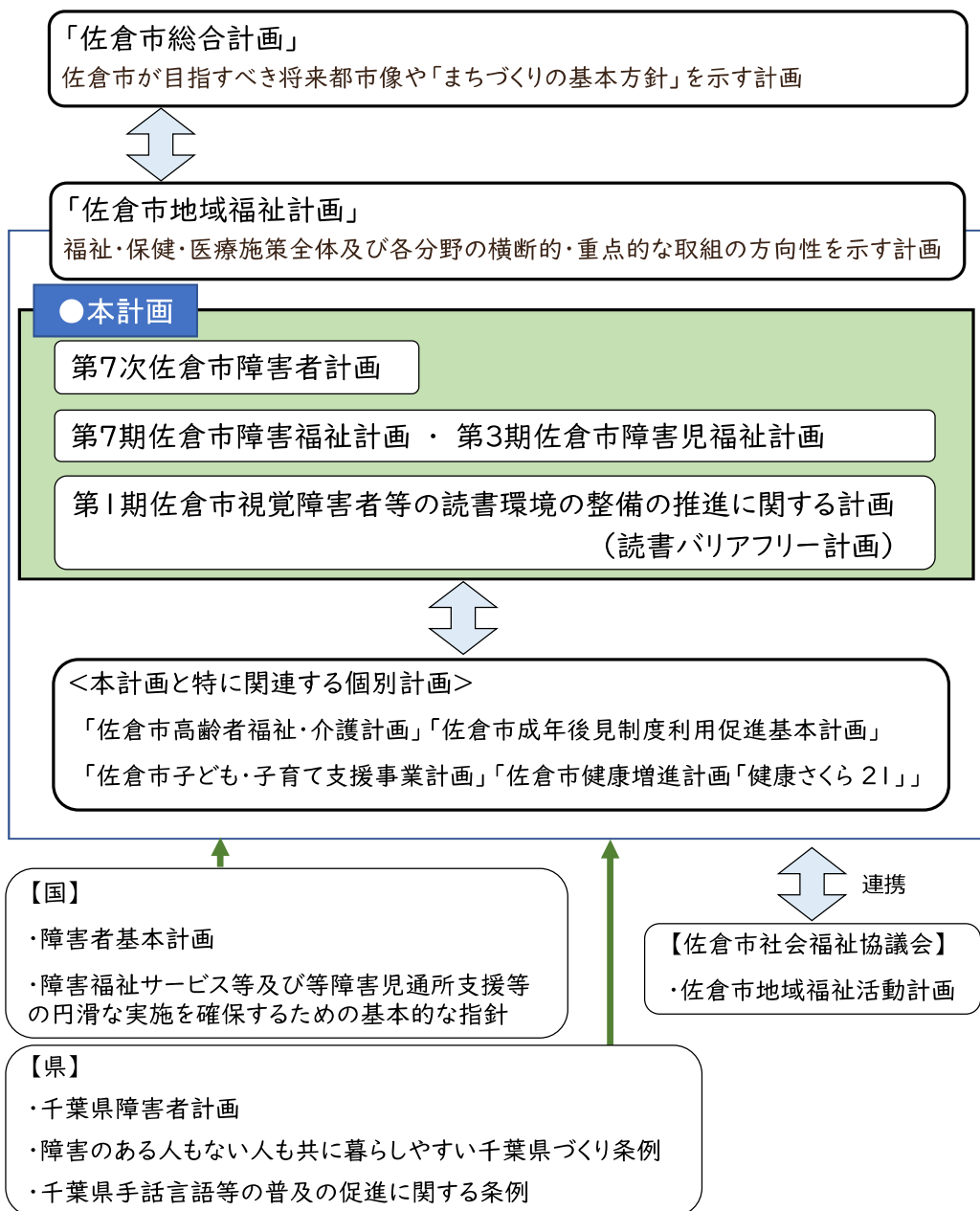
	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
障害者計画	第6次 策定	第7次(6年間)						策定
【国】障害者基本計画	第5次(5年間)				中間見直し	第6次(5年間)		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 策定	第7期(3年間)			策定	第8期(3年間)		策定
【国】基本指針	基本指針 (R1改正)	基本指針(R5改正)			基本指針(R8改正)			
読書バリアフリー 計画	策定	第1期(3年間)			策定	第2期(3年間)		策定
【国】 視覚障害者等の 読書環境基本計画	(5年間)					(5年間)		

⁶障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成29年3月31日号外厚生労働省告示第116号)



4. 関連計画

本計画に関連する計画と連携・整合を図ります。

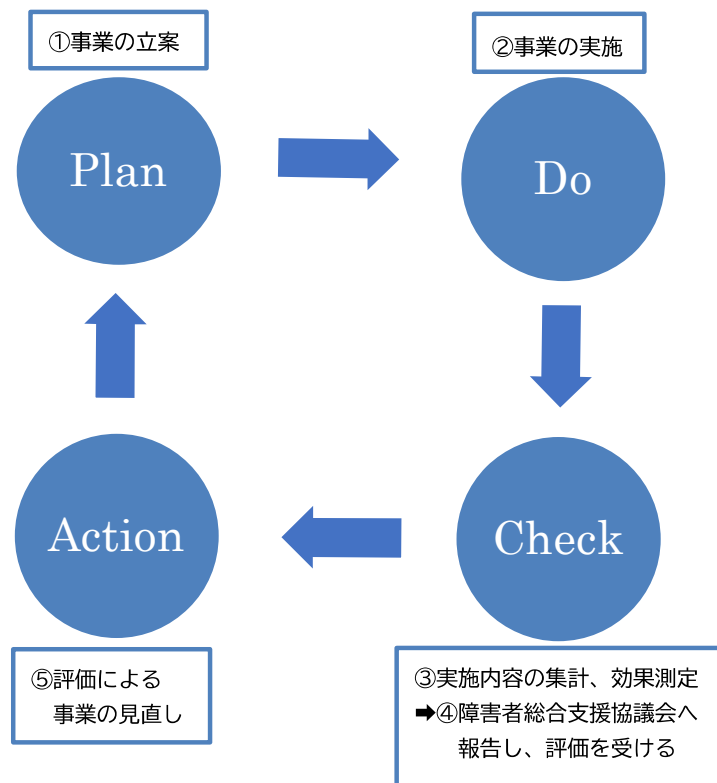


5. 推進体制

佐倉市障害者総合支援協議会⁷に、本計画の進捗報告を行い、同協議会から意見や評価を受け、翌年度以降の実施内容に反映します。

また、施策の実施による効果は、必要に応じてアンケート調査を実施する等により測定します。

なお、障害者計画は、対象期間中の法改正などを踏まえ、必要に応じて中間見直しを行うものとします。



⁷障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置）



第3章 佐倉市の現状と課題

1. 障害福祉アンケート調査の概要

障害者の心身の状況、生活の状況やサービスの利用意向等を把握する目的で「令和4年度障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(調査概要)

① 調査対象者と調査方法

(調査対象者)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者

(調査方法) 抽出調査(層出抽出法による)

- ・ 各障害者手帳の所持者を母数とし、18歳未満と18歳以上に区分し無作為で抽出
- ・ 調査対象者数 2,500人
(内訳:18歳未満:300人18歳以上:2,200人)

② 調査期日 令和5年2月7日(火)~2月28日(火)

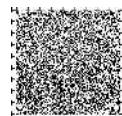
③ 調査方法 対象者へ調査票を郵送
(回答方法) 郵送又はWebによる回答④ 回答数 回答総数 1,147(45.9%)
うち郵送 1,013(88.3%)
Web134(11.7%)

有効回答 1,112(44.5%)、無効回答 35(※集計不可)

(回答内訳)

	人数(※)	構成比	調査対象	有効回答数	回答率
身体障害	5,035	63%	1,575	692	43.9%
知的障害	1,121	14%	351	208	59.3%
精神障害	1,835	23%	574	212	36.9%
合計	7,991	100%	2,500	1,112	44.5%

(※) 令和3年度末現在

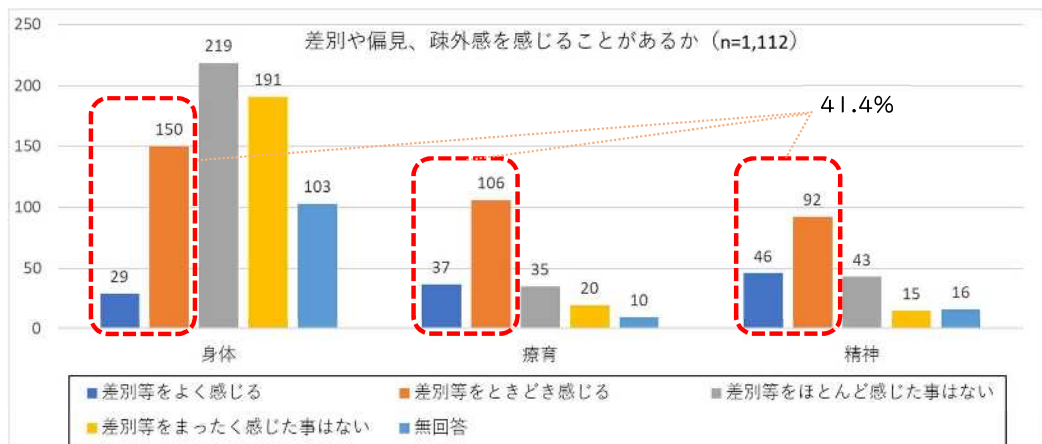


2. 障害福祉アンケート調査結果からみる主な課題

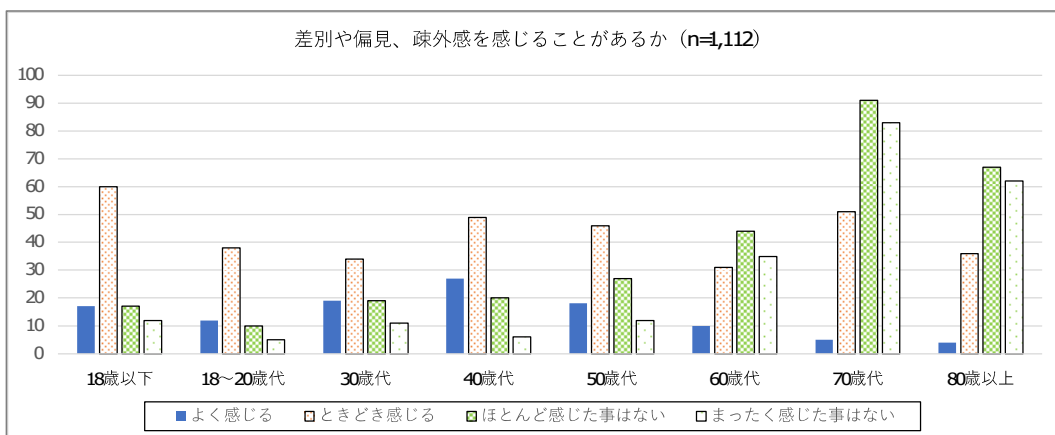
(1) 障害理解に関する課題

① 差別や偏見、疎外感

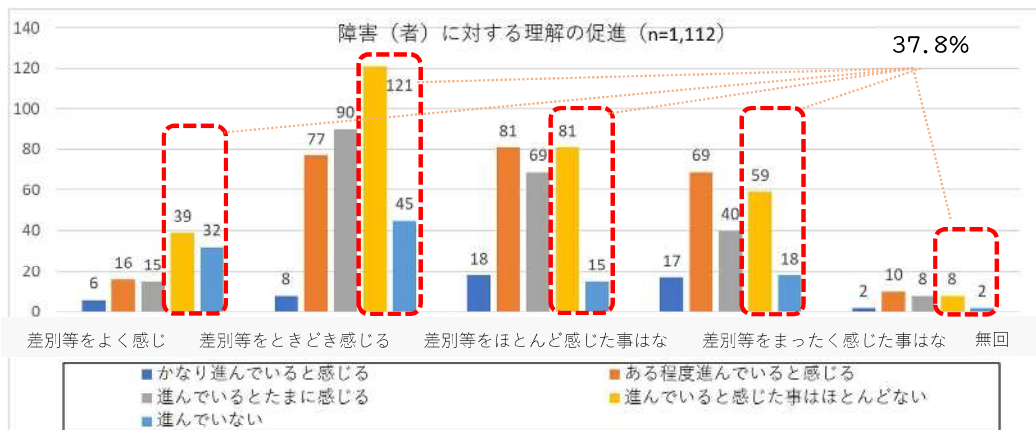
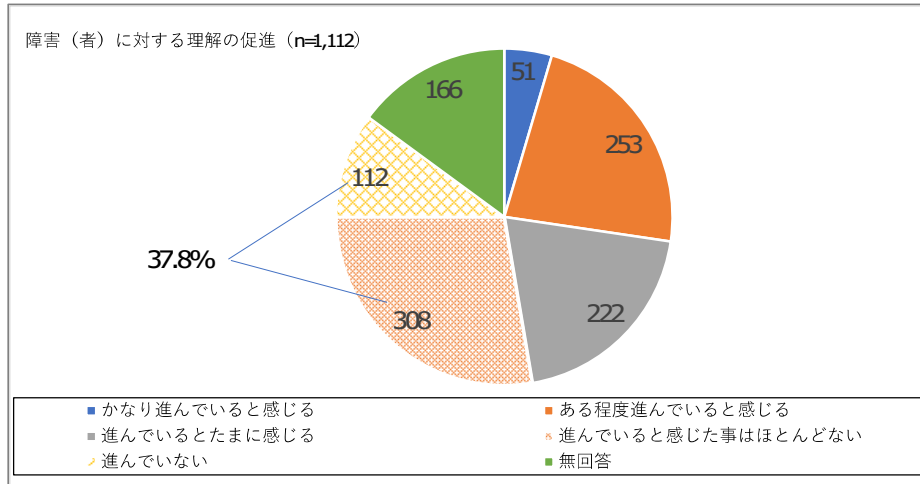
(障害別)



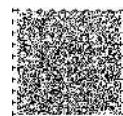
(年齢別)



②障害(者)に対する理解の促進(差別等をどの程度感じるか別)

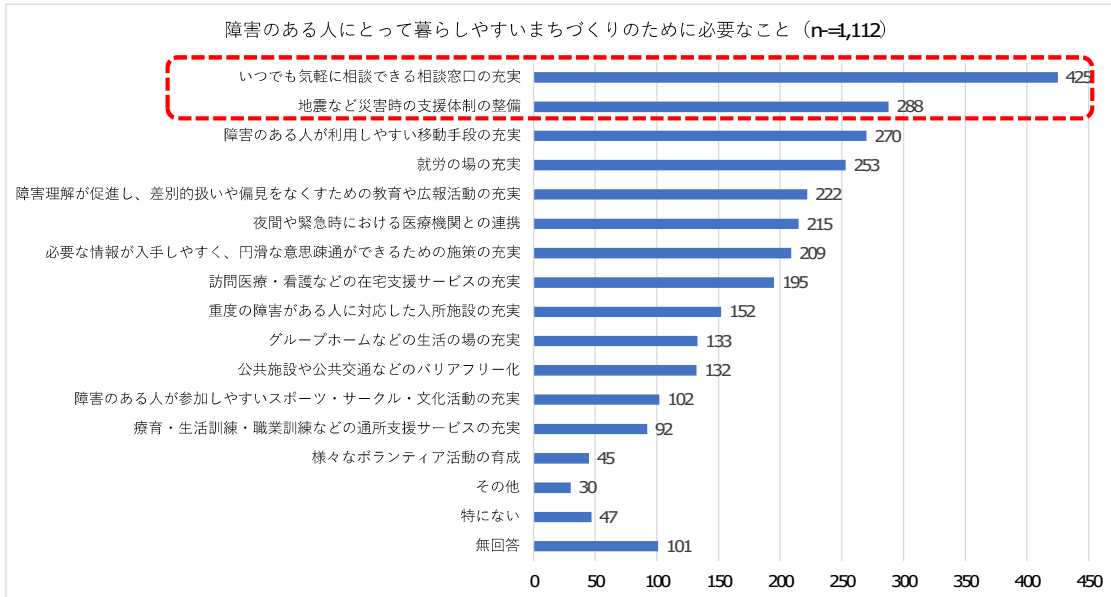


- ① 「差別等をよく感じる」、「差別等をときどき感じる」と回答した方の合計が41.4%となっています。年齢別にみると、年齢層が上がるにつれて、差別等を感じる割合が少なくなる傾向があります。
- ② 3年前と比べて「進んでいると感じた事はほとんどない」、「進んでいない」との回答が全体の37.8%となっています。また、差別等を感じる方は、障害に対する理解が進んでいないとの回答が多い傾向があります。

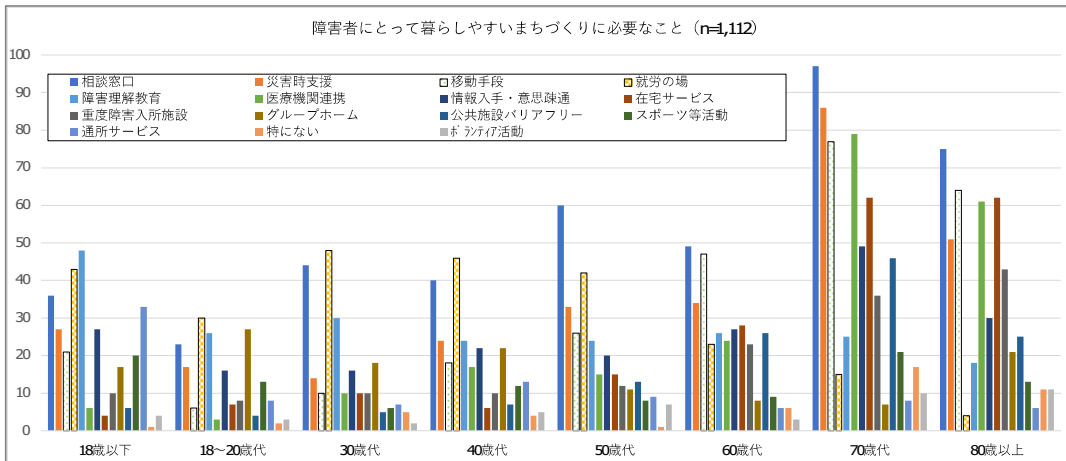


(2) 日々の暮らしに関する課題

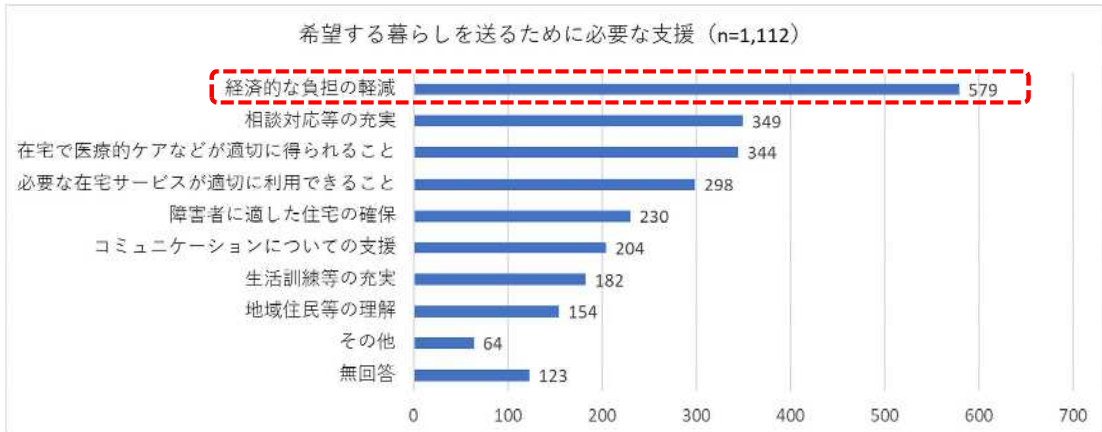
① 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なこと



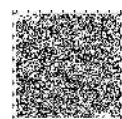
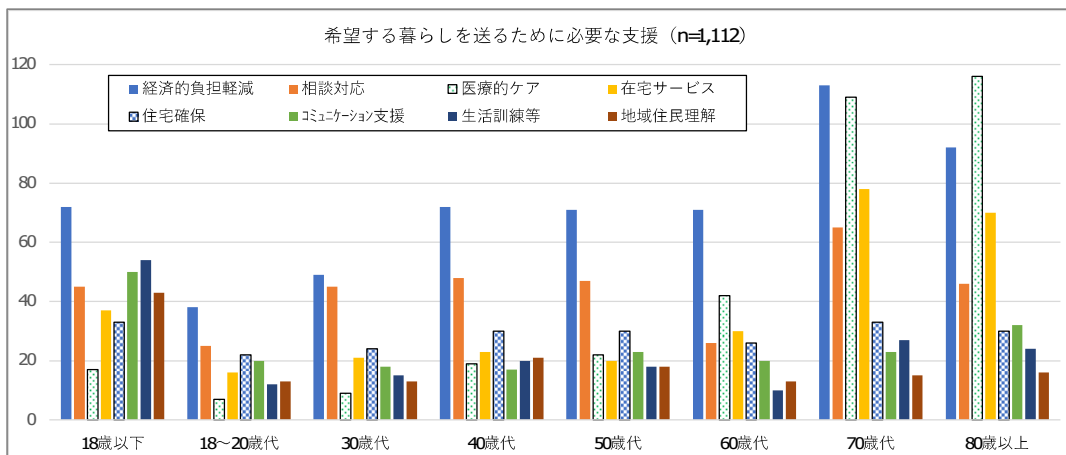
(年齢別)



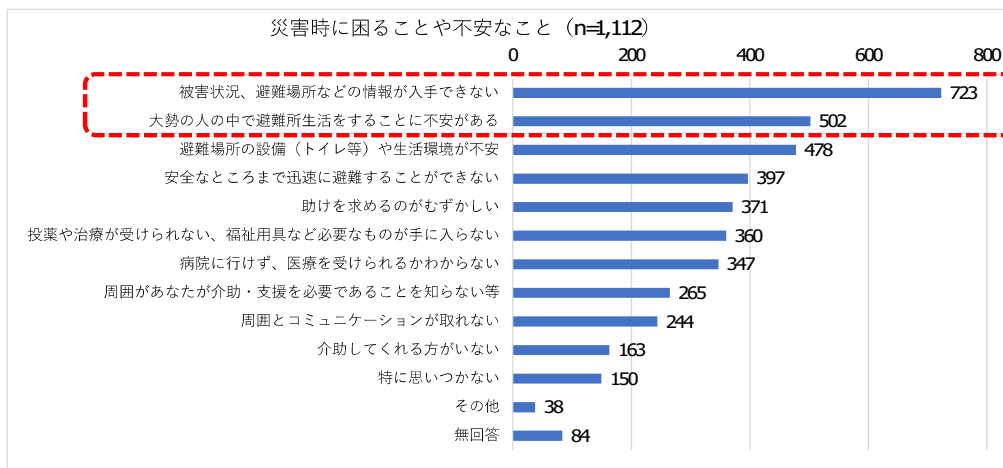
②希望する暮らしを送るために必要な支援



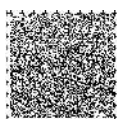
(年齢別)



③災害時に困ることや不安なこと

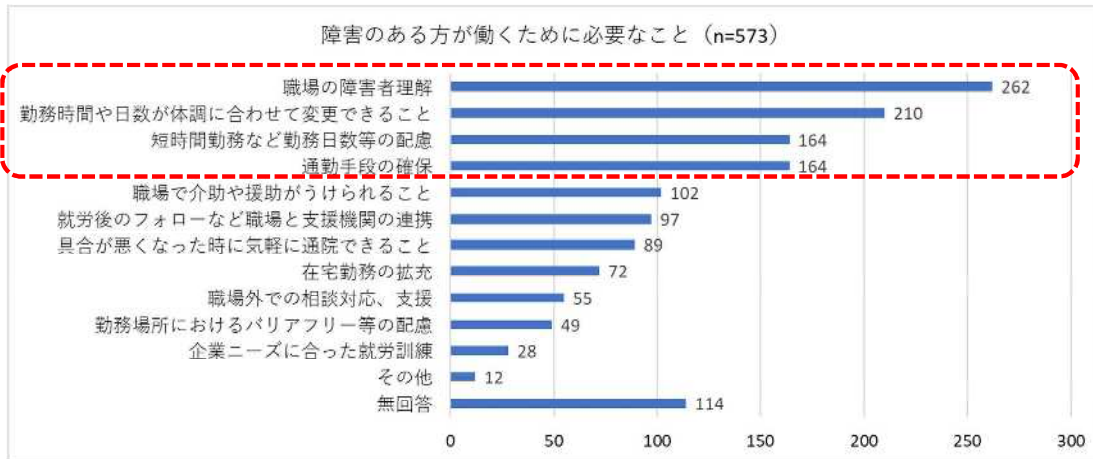


- ① 障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに必要なものは、「相談窓口の充実」、「災害時の支援体制の整備」が回答の上位となりました。年齢別にみると、50歳代までは「就労の場の充実」、60歳代以上は「移動支援の充実」が比較的多くなっています。
- ② 希望する暮らしの実現のためには、「経済的な負担の軽減」が最も多い回答でした。年齢別にみると、50歳代までは「障害者に適した住宅の確保」、60歳代以上は「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が比較的多くなっています。
- ③ 災害時に困ることや不安なことは、「被災状況、避難場所などの情報が入手できない」、「大勢の人の中で避難所生活をするに不安」が比較的多い結果となりました。

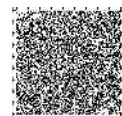
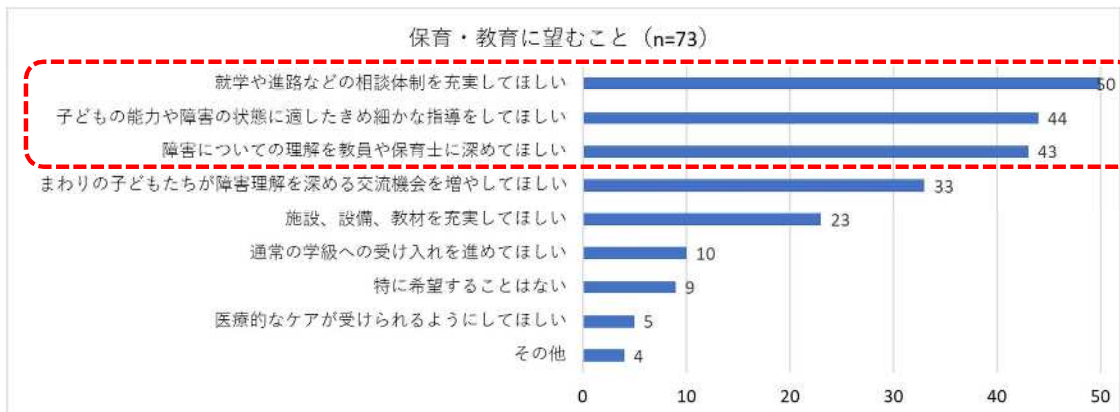


(3) 社会参加と自立に関する課題

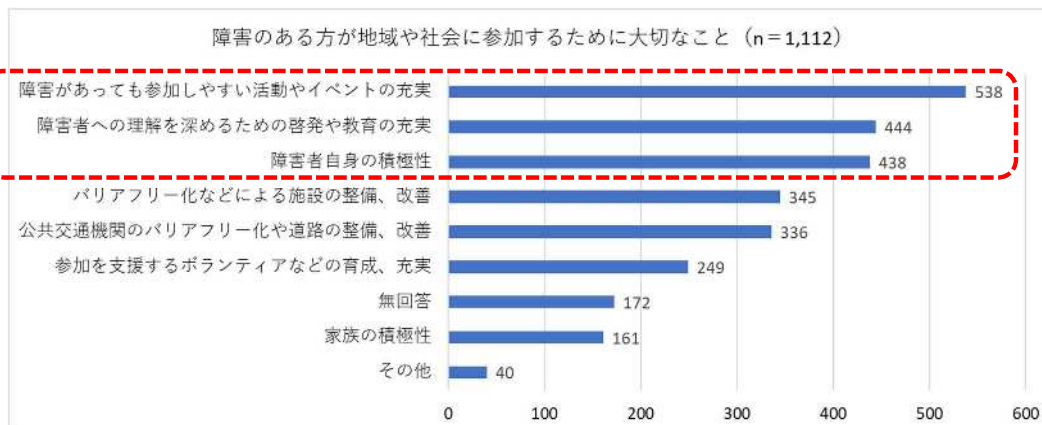
① 障害のある方が働くために必要なこと



② 保育・教育に望むこと



③障害のある方が地域や社会に参加するために大切なこと



- ① 障害のある方が、就労するために必要と感じていることは、「職場における障害理解」や、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」、「短時間勤務など勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」が、上位の回答となりました。
- ② 就学前の教育・保育や、学校教育に望むことは、「就学や進路への相談体制の充実」、「子どもの能力や障害の状態に適したきめ細かな指導」、「障害理解のための啓発・教育の充実（教員、保育士等を含む）」が上位の結果となりました。
- ③ 障害のある方が、地域や社会に参加するために大切なことは、「参加しやすいイベントの充実」、「障害理解の促進」の他、「障害者自身の積極性」が上位の回答となりました。



3.佐倉市障害者総合支援協議会(各専門部会)における検討課題

各専門部会では、専門事項や個別課題についての協議等を実施しており、現在の課題は、次のとおりです。

生活支援部会

・相談支援事業所等の連携強化を図り、
困難事例の解決に向けた検討等を行う

(課題)

- ・ 医療的ケア児・者⁸が、災害時であっても生活を続けていくために必要な支援等についての検討
- ・ 災害時要支援者等の個別避難計画⁹の作成支援
- ・ 障害福祉サービス事業所間の横のつながりの強化

啓発・権利擁護部会

・障害者の理解促進のための広報活動の充実や、
権利擁護の課題の整理・施策の検討等を行う

(課題)

- ・ 障害理解のための効果的な啓発(特に子どもへの啓発)
- ・ 「障害理解の促進」の推進のため、障害者週間等を活用した効果的な啓発、障害のある人とない人が共に活動する場の創出を検討
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進
- ・ 障害者虐待防止の推進

⁸日常生活のために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)などの医療行為が不可欠な人

⁹避難行動要支援者(高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な人)について、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載した個別の避難計画のこと。令和3年の災害対策基本法の改正により、作成することが市町村の努力義務とされた。



就労支援部会

・就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等を行う

(課題)

- ・ 就労系事業所における安定した工賃の支給
- ・ 就労継続支援事業所の利用者の確保
- ・ 一般就労におけた民間企業等の障害理解が低い

療育支援・教育部会

・障害児・者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等を行う

(課題)

- ・ 佐倉市ライフサポートファイル¹⁰の認知度の向上
- ・ 児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所の提供サービスの維持・向上

精神部会

・精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や理解促進のための施策の検討等を行う

(課題)

- ・ 住まいの場(グループホーム等)やヘルパー等の社会資源の現状把握ができていない。
- ・ 精神障害に対する地域の理解が低い

¹⁰ 特別な支援や配慮を必要とするお子さんが、乳幼児期から成人期までのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を受けることができるよう、成育歴や受けてきた支援内容などを記録して情報共有を行うファイル

